

～～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける個人事業主を応援します～～

公募期間

令和4年8月31日（水）必着

補助の概要

事業名	日立市休業支援金交付事業		
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校等^{*1}の臨時休業等^{*2}に対応した保護者であるため、休業を余儀なくされた個人事業主 ■ 交付申請対象となる小学校等の臨時休業等の日以前より本市内に事業所等を有する者または本市内に住民登録のある者 ■ 小学校等の臨時休業等に対応した保護者であることを証する書類を提出できる者 ■ 申請時点において、本市の市税に未納がない者 ■ 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者 <p>※ 父母の両方が個人事業主である場合は、どちらか片方が休業した日のみ対象となります</p>		
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支給対象でないこと ■ 茨城県が実施する「営業時間短縮要請協力金」の支給対象でないこと 		
交付対象期間	令和4年1月1日から令和4年6月30日まで		
交付額	<p>厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支援金額と同額</p> <p>(1) 令和4年1月～2月 5,500円/日※</p> <p>(2) 令和4年3月～6月 4,500円/日※</p> <p>※対象期間中に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象区域であった場合は 7,500円/日</p>		
限度日数 (交付対象日数)	(1) 令和4年1月～令和4年3月	上限10日間	
	(2) 令和4年4月～令和4年6月	上限10日間	合計20日間
	<p>※ いずれも日祝日除く。</p> <p>※ 令和3年度に日立市休業支援金の交付を受けた者は、(1)の期間においては、令和3年度の日立市休業支援金の交付を受け休業した日以外の日を令和4年度の交付対象日とすることができる。</p> <p>※ 令和3年度に日立市休業支援金の交付を受けた者で、その交付日数が16日間以上であったものは、令和4年度においては、(1)の交付対象日数と合わせて25</p>		

— 令和4年度日立市休業支援金 募集要領 —

日間を上限に申請することができる。

※ (2)の期間においては、令和3年度の実績によらず申請することができる。

申請に必要な書類

- 様式第1号 令和4年度日立市休業支援金交付申請書
- 様式第2号 交付申請額算出シート
- 様式第3号 休業支援金保護者（別居）申立書 ※保護者と子が別居している場合
- 臨時休校等が行われた日等を証する書類
- 事業を営んでいることが確認できる書類（開業届、確定申告書、営業許可証等）
- 申請者の本人確認書類（顔写真付き証明書）
- 振込先口座が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

申請に関する注意事項

- 1 支給対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 2 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 3 支給対象要件の確認のための実態調査（書面、口頭、事業所・自宅立入、小学校等への調査等）を実施する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働係 担当：山崎、宮村

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294-22-3111（内線429）

FAX：0294-24-1713

IP：050-5528-5104

Eメール：koyo@city.hitachi.lg.jp

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyoo/004/002/p100290.html>



※1 小学校、特別支援学校（全ての部）、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ等

※2 小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業やオンライン授業、分散登校、自治体や放課後児童クラブ・保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合も対象